

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号） （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
記	記
<p>1.～109. (略)</p> <p>110. 適用関係告示第7条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、<u>平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とかじ取装置（自動操舵機能及び補正操舵機能のいずれをも有しないものを除く。以下、この項において同じ。）に係る性能が同一のもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（<u>特定共通構造部</u>を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>1.～109. (略)</p> <p>110. 適用関係告示第7条第10項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 平成31年10月1日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年4月1日）以降に新たに新型届出による取扱いを受けた自動車であつて、<u>平成30年3月31日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車とかじ取装置に係る性能が同一のもの</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 平成31年9月30日（赤色の光学警報信号を表示することができないものにあつては平成32年3月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（<u>かじ取装置に係る指定を受けた特定共通構造部</u>を備えたものに限る。以下、この項において同じ。）</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

附 則

本改正規定は、平成30年2月10日より施行する。